

がん診療に携わる**全ての医療従事者の方**にご理解いただきたい内容です

厚生労働省の関係検討会等で「がんと診断された時からの緩和ケア」を、より医療現場で実践していただくための方策を検討し、この資料を作成しました。

## 診断時の緩和ケア

「がん対策基本法」に基づき、日本では、がんの診断時から全ての患者さん・ご家族に対して、緩和ケアの提供を推進しています。

特にがんと診断を受ける「診断期」は、患者さんと家族にとって、今後の治療・生活に備える大事な時期です。医療従事者は、治療と生活の両面を支えるために、痛みやつらさといった身体的問題を和らげることに加え、精神心理的な問題、社会・経済的な問題についても確認し、積極的に情報を提供することを通して、患者さん・ご家族が課題を整理し、今後に備えられるよう支援することが重要です。

### 診断時の緩和ケアを実践するポイント

診断に関わる**全ての医療従事者**が、  
がん等の診断を受ける**全ての患者さん・ご家族**に対して、  
以下の点を実践します。

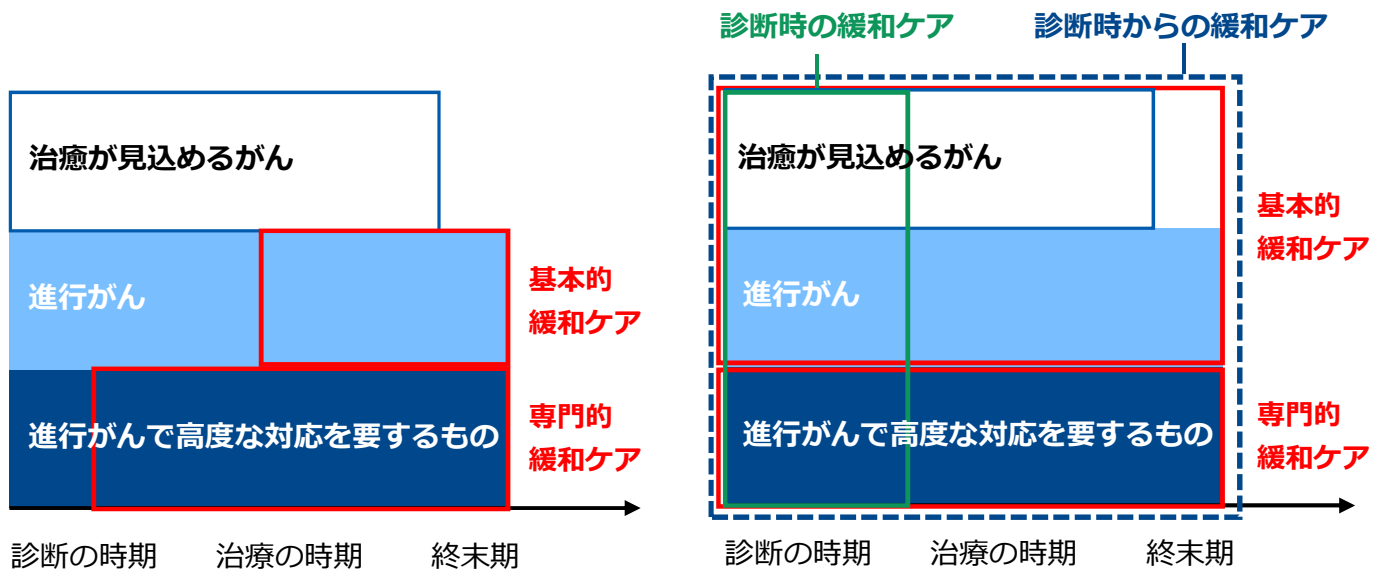
- **患者さん・ご家族にとって、がんの罹患という初めての経験であるという前提にたち、不安など精神心理的な負担に配慮をする**
  - ▶ 病状を分かりやすく伝える
  - ▶ 治療を受ける上での不安・心配なことについて医療従事者から尋ねる
  - ▶ 痛みや懸念などを医療従事者に伝えてほしいと伝える
- **患者さん・ご家族が今後の生活の見通しを立てられるように支援する**
  - ▶ 治療のオリエンテーションを行うなど、治療や生活のイメージがつけられるよう工夫する
  - ▶ 社会的な関係（仕事や地域の交流など）を断たないよう伝える
- **患者さん・ご家族が孤立しないよう、利用できる支援体制について積極的な情報提供を行う**
  - ▶ 相談窓口や相談支援センター、がんサロン、セカンドオピニオン制度などを説明する
  - ▶ 医療従事者がメモ・メッセージ等を患者さん・ご家族に渡し、繰り返し確認できるようにする
- **今後の治療に備え専門的な対応を要する課題がないかを確認し、支援に確実につなげる**
  - ▶ 相談窓口や相談支援センターの場所や利用方法を説明したメモ・パンフレットを渡す



# 「診断時からの緩和ケア」の定義と時期

## 診断時からの緩和ケア

「がん対策基本法」、「がん対策推進基本計画」で規定されています。  
がんと診断された時から全ての医療従事者が緩和ケアを提供し、全ての患者の身体的・精神的・社会的苦痛の緩和、QOL（Quality Of Life = 生活の質）の向上等を目指すものです。



## 現場の医療従事者がもつ「緩和ケア」のイメージ

## 診断時からの緩和ケア

※**基本的緩和ケア**：担当医や担当看護師など全ての医療従事者が習得し提供するケア

**専門的緩和ケア**：基本的緩和ケアでは対応が難しい場合に、専門的な知識や技術を持って提供するケア  
緩和ケア医や緩和ケアチーム、麻酔科医、放射線治療医、精神腫瘍医などが提供する

## (参考) 早期からの緩和ケア

海外の考え方で、進行したがん患者に対して（従来より早く）専門家による緩和ケアを提供して、QOLの向上をめざすものです。